

東御市海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画

東御市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「保存条例」という。)第3条の規定に基づき、東御市海野宿伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本方針

(1) 歴史と現況

海野の歴史は古く、海野郷として天平頃(740 前後)の正倉院御物、紐心麻綱墨書^{註(1)}に見えている。本海野という名称は、真田昌幸が天正十一年(1583)に上田城を築き、その城下町を形成するにあたり、真田氏にゆかりのある真田町の原と東御市の海野から、その住民を招き寄せ、上田に原町と海野町を形成してから、そのもとの地を本原と本海野と称した^{註(2)}ことに始まる。

それ以前、この海野郷を在地として支配してきた海野氏は、祢津・望月・真田・岩下氏等多くの有力同族の中心として、大きな勢力を誇る東信濃きつての名族であり、その武勇をもって鎌倉幕府に仕えていたが、天文十年(1541)に滅亡^{註(3)}している。

こうした海野氏の本拠・居館^{註(4)}が、当宿北方の段丘上にあり、海野氏の氏神である白鳥神社が、海野宿の東端に位置しているところから、この地は海野氏の城下町的性格をもって、古くから集落が形成されていたと思われ、また、御蔵小路にあったと伝えられる市神^{註(5)}は、当時と位置は異なるものの今も残り、室町時代から六斎市が立っていたことが推定され、古くから海野市の本拠として栄えていたことがうかがえる。

海野宿の成立は、寛永二年(1625)と伝えられ、当時は問屋が置かれていたが、当宿と約 1.6 km 離れた隣の田中宿と半月交代で伝馬役のみつとめていた^{註(7)}。ところが、寛保二年(1742)八月初めの大洪水により、それまで本宿をつとめていた田中宿がほとんど壊滅状態になってしまった。この時本海野も被害を受け、田中宿からまっすぐに通じていた街道は、千曲川の氾濫によって白鳥神社に達する直前で大きくえぐり取られ、今日のように折り曲がって宿場に入るように街道をつくりかえねばならなかった。しかし、本海野の被害は田中宿ほどではなかった^{註(8)}ので、本宿は海野に移され、問屋であった藤田氏が本陣を兼任し、大名の宿泊、荷物の輸送等を一手につとめるようになった。そして文化四年(1807)十一月、復興した田中宿との間に話がまとまり、本陣は両宿ともに置き、伝馬役は従来どおり交代で勤めることとなった^{註(9)}。また、^{註(10)}文化四年(1807)十一月、復興した田中宿との間に話がまとまり、本陣は両宿ともに置き、伝馬役は従来どおり交代で勤めることとなった^{註(11)}。

明治期に入って本海野の経済を支えたのは、養蚕と蚕種(蚕卵紙)の製造である。本海野では、江戸末期すでに副業として養蚕が行われ、明治になって飛躍的に大型化・近代化^{註(12)}した。宿場としての機能を失った後も、衰退するどころかむしろ繁栄する基盤が、この養蚕によって築かれることとなった。海野の町並みに、養蚕業の繁栄は欠かすことのできない要素であった。

戦後、養蚕業が衰えたのちは農家の兼業化が進み、主として婦女子に頼る農業となり、多くの者は勤めに出るようになった。

このように海野宿は、江戸時代の宿場町から明治時代以降の養蚕業の町へと大きな変革がみられた。建造物においても、宿場建築と養蚕建築との両者が調和し、特徴ある町並みを作り出している。また、街道中央を流れ「表の川」と通称する水路は旧位置にそのまま残り、往時の洗い場も現存するものがある^{註(13)}。

この町並み景観が維持されてきたのは、明治二十一年(1888)に開通した国鉄信越本線が宿の北側を通り、駅が当地から離れた大屋と田中の地に設置されたことや、戦後開通した国道 18 号線が宿北方の段丘上を通ったこと等や、さらに、ここに住む住民の建物や郷土に対する愛着の深い点が大きな理由としてあげられる。また、保存地区は、町の都市計画の中で住居地域として用途地域の区分がされている。

こうした中、町は昭和四十八年、海野宿を町文化財に指定し、五十三年、国および県の補助を得て町並み保存対策調査を実施した。その後五十五年に、地元本海野区に海野宿研究会(のちに海野宿保存研究会となる)が発足し、地元における保存活動の出発点となった。^{註(14)}以後地元において、海野宿研究会を中心とした保存活動が行われてきたが、六十年三月、区長の諮問機関として海野宿保存審議委員会が発足し、保存に関する基礎調査や賛否調査等を実施し、検討を重ねた後、同年九月に海野宿を保存すべきとの答申がなされた。^{註(15)}これを受けて、区総会において海野宿の保存を正式に区決定し、翌六十年十月、町に対して町並み保存要望書が提出された。^{註(16)}

一方町では、五十九年と六十年にそれぞれ地区内の家屋 1 棟の寄付を受け、これらの応急修理工事を行ってきた。^{註(17)}また、六十一年三月定例議会において、東部町伝統的建造物群保存地区保存条例が可決制定された。^{註(18)}

(2) 伝統的建造物群とその環境の現状

海野宿は宿の東端に白鳥神社があり、神社前の東櫓形跡から西櫓形跡まで約 650m(6 丁)の長さがあり、その間に街道の中央を水路が流れ、街道に面して両側に家々が建ち並んでいる。宅地は多くの町場にみられるものと同様、間口にくらべ奥行きが長い短冊形をなし、宅地の背後は耕地となる。北は鉄道、南は千曲川で区切られた、まとまりのある集落を形成している。

宿東端の白鳥神社から約 500m 西、街道と直行して流れる西川までは、街道に面して意匠的に優秀な伝統的建造物がよく残されている。また、西川から西櫓形跡までの約 150m の間は、伝統的建造物は少ないが、宅地割に旧状をよくとどめている。これら街道沿いの町並みの背後はおもに農地で、この境目にあたる宅地の最も奥には、養蚕時代の蚕室や土蔵があり、表の家並みとともにこの地区の景観を特徴づけている。

街道沿いの町並み、養蚕建物、農地をあわせて保存維持することが、海野宿伝統的建造物群の保存にとって、歴史的な意味づけができるとともに、最も高い価値をあたえるものとする。

(3) 保存の方針

① 保存の基本方針

海野宿伝統的建造物群保存地区の保存は、宿場とその後養蚕で栄えた地区、すなわち、町場と農村との両方の性格をもちあわせた歴史的環境を保持し、住民の生活と環境の改善を図り、良好な住環境を育成することを目ざした、総合的な町づくりであるとともに、私達が歴史とともに生きた時代の証としての町づくりである。

② 保存地区の面積

東御市大字本海野のうち、面積 13.2 ヘクタール

③ 地域区分と伝統的建造物群の特性

保存地区は、旧北国街道海野宿の東櫓形跡の東に位置する白鳥神社から西櫓形跡までと、その背後の農地を含む、東西約 700m、南北約 250m の範囲で、街道の両側にそれぞれ約 50 戸程の民家が建ち並んでいる。ここは、明治時代以降、昭和の戦前までつづく養蚕業で栄えた農村の集落でもある。

保存地区は、その特性によって次の二区域に区分する。

A 伝統的景観区域

B 歴史的風致区域

A 伝統的景観区域

保存地区の東端に位置する白鳥神社から、西川までの約 500mの間の街道に面した区域と、その背後の農業区域である。

ここには、宿場時代の建物と明治期以降養蚕業で栄えた時期の建物が、街道に沿って建ち並び往時の姿を今によく伝えている。

宿場時代の建物として、街道北側に間口が広い7～8間ほどの総二階建、出梁造りの建物が連続して残る。宿場中ほどの街道南側には、厨子二階造りの間口4間ほどの建物が軒を連ねている。また、東櫛形跡近くと洗馬道東には、茅葺き屋根の建物が5軒残されている。

明治期以降の伝統的な建物は宿場時代の風格を受け継ぎ、さらに養蚕業の隆盛をあらわした建築で、明治期に建てられたものが多い。これら街道筋の建物の8割余りが海野宿の伝統的建造物としてとらえることができる。

主屋の背後、宅地と裏の畑の境に建つ付属家は多くが明治期に建築され、中でも土蔵と蚕室は頑丈な造りである。この蚕室は、明治時代以降の養蚕業の繁栄を今によく伝え、海野の歴史上欠くことができない。また、短冊形の宅地割が現在も維持されている。街道と宅地の境には地割石が残され、多くの家では宅地裏に屋敷神をもつ。

この宅地裏から、北の鉄道沿いの道までと、南のいわゆる夜逃げ道までのそれぞれの区域は、現在もほとんどが農地として耕作されている。かつて養蚕業が盛んであった頃は一面桑畑であったが、今はくるみの木が数多く植えられ、ねぎやアスパラガスなどの自家用あるいは出荷用の農作物が作られている。この土地は、歴史的には海野宿をささえ、さらに養蚕業を繁栄させた経済的基盤となった。この畑地の農業景観は、街道筋の宿場景観と一体をなしており、宿場を保存維持するために欠くことのできない存在である。

B 歴史的風致区域

伝統的景観区域の西に続く、西川から西櫛形跡までの150m余の間である。

この区域は、もともとは伝統的景観区域とともに宿場を形成し、昭和30年代までは茅葺き屋根の建物が軒を連ねていたが、現在では新しい様式の建物に建て替えられたものが多く、往時の面影をわずかに残すにすぎない。

茅葺き屋根の建物は西櫛形跡付近と中島小路付近に残され、また養蚕時代の建物が点在している。しかし、宅地割は旧形態をよく残し、特に街道南側には宅地や農地などの境の石垣がよく残る。また、宅地裏は農地であり、現在も耕作が続けられている。

④ 伝統的建造物の特徴

海野宿の伝統的建造物は江戸時代から、明治、大正、昭和に至るまでの長い年月の間に建築されたもので、時代毎に特徴をもちながら伝統的形式を維持している。

街道沿いの町屋のうち、江戸時代の建造物は茅葺き建物が平屋造り、その他は厨子二階造りである。元来石おき板葺きであった屋根は、棧瓦屋根に改造されている。旅籠は出梁造りが多く、二階の出格子は当初の形式のまま残される。また一階の格子はほとんどの家に設けられている。

明治時代の建造物は、旅籠の形式を受け継ぐ家と養蚕専用の住宅とがみられ、養蚕のため屋根の大棟には気抜きが檼があげられている。江戸時代、家の格を表した「卯立」は、明治に入り一段と意匠が凝らされる造りとなった。また、武家長屋門と同形式の扉や、城郭建築を真似た「鯨」を形どった棟飾りを持つ家がみられる。

大正、昭和時代の建造物は、本二階造りとなり、二階に格子はなく、ガラス戸が一般的となる。また、昭和においては、建物が路から後退し、道沿いには生垣を設けている。

蚕室の多くは、宅地と裏の畑境に建築され、総二階造で間口7軒ほどの塗屋造りが多く、大棟には気抜きが設けられている。

土蔵は多くの家でみられ、間口5間ほどで主屋と裏の蚕室の間に建築されている。その他、長屋門や養蚕用の桑屋等の建造物がある。

また、白鳥神社境内には、白鳥神社本殿及び拝殿、新海神社社殿等の建造物と祠や石碑等が残されている。

第2章 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建造物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定。

(1) 伝統的建造物

- イ 建築物 別表1
- ロ 工作物 別表2
- ハ 伝統的建造物に係る図面 別紙

(2) 環境物件 別表3

(3) 保存すべき物件及び修景を要する空地 別表4

第3章 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

(1) 保存整備の方針と内容

街道沿いに建つ主屋、その他道路から望見できる屋敷裏の蚕室、物置などの伝統的建造物および環境物件が伝統的要素を失うことのないように修理、修景、復旧につとめ、また屋敷裏に広がる農業景観はできる限り現状の景観を維持し、あわせて生活環境の整備を行い、歴史的環境づくりにふさわしい整備計画を進める。

① 伝統的景観区域の保存整備

街道筋に残る多くの伝統的建造物、さらに裏の蚕室等の建造物を、それぞれ固有の特性をふまえ、できる限り伝統的手法により修理を行う。また、現在空地となっている宅地、あるいはすでに建て替えを行っている場合でも、今後建造物を建築する時は江戸時代から明治時代に建てられた、海野特有の伝統的な風格を受け継いだ建造物を建築し、歴史的に重みのある伝統的建造物の町並みづくりを行う。

屋敷裏の農地は、現在荒れることなく耕作が続けられている。今後この自然環境を徒らに破壊することなく、できる限り現状を維持する。また、裏の畑に立つ樹木は非伝統的建造物を覆い隠しているので、現状を維持する。

海野宿が繁栄した基礎は農業による経済的基盤をもっていたことであり、明治期の養蚕業の発展も農業基盤の上に成り立っている。この農地は海野宿が農村の中で生き続けた町であること、そして農業とともに発展してきたことを示す地域として、農地のまま現状を維持する。

② 歴史的風致区域の保存整備

西柵形跡に残る茅葺き屋根の建物は、往時の面影を今に残しこの区域の象徴である。この建物はできる限り往時の様相に復元修理を行い、この区域の歴史的位置付けを行う。また、その他の建造物は、多くが街道から数メートル後退して建築されており、街道筋はコンクリートブロック塀とその内側に植え込みをもつものと生垣に変っている。今後は、旧来の宅地割を残しながら、街道筋の樹木等の整備にあわせ、生垣による修景を行い自然景観の町並みづくりを行う。また、屋敷裏の農地は畑地として現状のまま維持し、農地境の石垣等の保存もあわせて行う。

(2) 伝統的建造物の修理・復原

伝統的建造物については、建築当初の形式、その跡の改造の経過を明らかにし、伝統的形式を尊重し、主として外観を維持するための修理を行い、また伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは復原を基本とした修理を行う。

(3) 伝統的建造物群以外の建造物の修景基準

伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、修理、模様替え、あるいは色彩の変更は外観が伝統的建造物に類似し、また調和がとれたものとし、伝統的景観区域では下記の基準に従う。

- ◎ 屋根 黒色、灰色のいぶし棧瓦またはこれに類するものとする。
- ◎ 階数 二階造、厨子二階造等とする。
- ◎ 外壁 荒壁仕上げ、中塗仕上げまたは白壁仕上げとする。また、必要により腰板貼りとする。
- ◎ 建具 木造建具とする。
- ◎ 庇 棧瓦または板葺とする。
- ◎ 軒先等 雨桶の色は屋根または建具の色に準ずる。
- ◎ 門 長屋門またはこれに類する伝統的なもの。
- ◎ 塀 荒壁仕上げ、中塗仕上げまたは白壁仕上げの瓦葺土塀、あるいは板塀とする。

なお、歴史的風致区域の建造物は、道路から後退して建築し、道路に沿って生垣、あるいは塀を建てる時はその内側に植栽を施す。

(4) 環境物件及び保存すべき物件の保存整備

環境物件のうち、自然物についてはできる限り往時の様相に復旧し、また修景上必要ある時は補植等を行う。宿場の遺構である東西柵形跡や市神跡などの史跡については、それぞれの歴史的位置付けにもとづいて説明板等を設置し、将来的には復旧整備する。また、歴史的に貴重な所産である宅地の地割や土地の境に設けられた石垣、地割石、あるいは祠や屋敷神等は、積極的に保存を図る。

第4章 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等

町の保存整備計画にもとづいて行う事業に関しては、保存条例第11条並びに同条例施行規則第7条の規定に基づき、別に定める東御市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱により補助する。

第5章 保存地区の保存のため必要な管理施設の設置及び整備計画

(1) 伝統的建造物の公開及び展示施設の整備

地区を代表する伝統的建造物を公開する。また江戸時代の宿場から明治時代以後、養蚕で栄えた町の歴史を中心とした展示施設を設ける。

(2) 街道の整備

宿場内の街道を伝統的地区に調和するように整備し、用水路(表の川)及び石橋、洗い場の復原を行い、あわせて用水路沿いの樹木の整備を行う。

(3) 管理施設等の整備

保存地区の管理のため、標識、説明板、案内板等を伝統的景観に調和する形式、構造のもので設置する。

(4) 交通・駐車場の整備

現在街道は交通量が多く、また当時の道路面より高いので、バイパスを設け街道の通過交通を制限し、整備を図る。また、周囲の環境に調和した生活道路を集落の南北に設け、住民の生活の便に供する。住民の駐車場は共同駐車場を複数設置し、外来者用駐車場は保存地区外に設置する。

(5) 電柱等の整備

電柱、電話線等を地下埋設、移設等によって景観を阻害しないようにする。また街路灯は、伝統的景観に調和する形式のもので設置する。

(6) 防災施設の整備

防火水槽、消化栓等保存地区の防災に必要な施設を要所に設置し、また延焼防止のため現在の空地や樹木等を利用整備する。また、千曲川の水害を防ぐために堤防の整備を行う。

(7) 公共施設の整備

公民館、休憩所あるいは公衆便所などの公共施設は、伝統的景観に調和した形式で建設し、あるいは伝統的建造物を再利用する。また、公園あるいは遊び場などを設置し、文化的環境整備を行う。

付

この保存計画は、東御市教育委員会の告示のあった日から適用する。

- 註(1) 紐心麻綱は麻のひもの芯になっていた布で、そこに「信濃国小県郡海野郷戸主爪工部調」と墨書されている。
- 註(2) 上田城下町の中核となったのは海野町と原町であり、それぞれ商工業の権益や職能を持つ人々が二つの郷から集められた。
- 註(3) 「海野平の合戦」と呼ばれるもので、武田信虎、村上義清、諏訪頼重等三者連合軍が海野氏を攻めた合戦であった。この時海野の頭主、棟綱は上州に逃れ、その後復帰はかなわなかった。
- 註(4) 今の白鳥台団地となっている小字太平寺がそれで、白鳥神社と同平面に馬場、また白鳥団地に上る段丘途中に大手あと等の地名があったことが、古地図で確認できる。また、この東側には長縄手の地字が現存する。ここは海野氏末期の居館であった。
- 註(5) 市神と刻まれた石碑が、藤田朝子氏宅裏の道沿いに現存している。
- 註(6) 寛永2年「駄賃銭増減覚」(藤田文書)に、「当町市日、毎月二日、八日、十二日、十八日、二十二日、二十八日、右者永禄貳年上田江海野町引移不申候以前之市建日ニ御座候段御願寛永二年乙丑十月七日被仰付売買仕候」とあり、他の傍証からも六斉市が開かれていたことが推定される。
- 註(7) 問屋、本陣を兼任していた藤田氏の文書(藤田文書)の駄賃線の記録〈註(6)のもの〉が寛永二年から始まっており、これは伝承と一致している。
- 註(8) 海野は、田中宿の間の宿であり、月の上15日は田中宿、下15日は海野宿が伝馬役を勤めていた。本陣は田中宿のみあり、海野宿には問屋だけがあった。
- 註(9) 寛保2年、田中宿は烏帽子山麓からの鉄砲水のために、死者68人、流出家屋119件、残った家わずかに29軒という大被害をうけ壊滅状態となり、宿としての機能を失った。
- 註(10) 田中宿が宿機能を失ったため、間の宿で問屋を勤めていた藤田氏が、本陣をも勤めることとなった。
- 註(11) 田中宿は次第に復旧してきたので、従前通り宿としての勤めをはたしたいと願い出、宝暦11年(1761)から、田中宿が伝馬役のみを勤めるようになった。その後も再三願出と交渉がくりかえされ、両宿が本陣と問屋機能を半月交代で勤めるようになったのは、文化4年(1807)からであった。
- 寛保2年以来65年を経ていたわけである。
- 註(12) 本海野の養蚕近代化の先駆者は、矢島行康であった。行康は国学の修行を志して江戸に出、平田鉄胤の門に学び、それが縁で、高山彦九郎、三条実美、岩倉具視等と知りあう。明治になってから政府の殖産興業政策に共鳴し、帰郷して養蚕をもって貢献しようと努力する。行康の建てた4棟の蚕室のうち、2棟が現存している。
- 註(13) 当時の洗い場は、滝沢正富氏宅前に1ヶ所現存する。
- 註(14) 工学院大学建築学科、伊藤研究室によって実施され、「海野宿町並み調査報告(昭和53年度調査概要)」が刊行されている。
- 註(15) 地元住民85名から組織され、海野に関連する歴史の研究や海野宿の保存について、講演会や研修等を行い、住民の立場からの保存活動を行ってきた。
- 註(16) 昭和60年3月16日、本海野区長の諮問機関として発足し、会長、副会長、事務局長、会計

各 1 名、幹事 6 名、委員 22 名から構成されている。

註(17) 国選定についての賛否調査を実施した結果、賛成 62.8%、どちらでもよい 21.9%、わからない 6.6%、不賛成 8.7%であり、国選定を受け保存すべきとの結論に達し、区長に対し答申を行っている。

註(18) 寄付を受けた家屋 2 棟は、ともに傷みがひどく、特に雨漏りによる傷みが多く、屋根瓦の葺き替えを中心とする応急工事を行った。

別表1. 建築物

番 号	保 存 計 画 番 号	種 別	員 数	所 在 地
001	N-1-1	白鳥神社本殿	1棟	長野県東御市本海野1204番地1号
	N-1-2	白鳥神社拝殿	1棟	" 本海野1204番地1号
	N-1-3	新海神社社殿	1棟	" 本海野1204番地1号
	N-1-4	宝蔵庫	1棟	" 本海野1204番地1号
002	N-2	公民館	1棟	" 本海野1204番地1号
003	N-3	消防器具置場	1棟	" 本海野1204番地2号・1125番地3号
004	N-4	主屋	1棟	" 本海野1125番地2号
005	N-5	旧地藏寺門	1棟	" 本海野1125番地1号
006	N-6	水防庫	1棟	" 本海野1125番地1号
007	N-8	主屋	1棟	" 本海野1123番地
008	N-9	主屋	1棟	" 本海野1122番地
009	N-10	主屋	1棟	" 本海野1118番地・1121番地
010	N-11	主屋	1棟	" 本海野1117番地
011	N-13-1	主屋	1棟	" 本海野1115番地
	N-13-2	便所・廊下	1棟	" 本海野1115番地
	N-13-5	土蔵	1棟	" 本海野1115番地
012	N-14-1	主屋	1棟	" 本海野1100番地
	N-14-2	蚕室	1棟	" 本海野1100番地
	N-14-4	蚕室	1棟	" 本海野1100番地
013	N-15-1	主屋	1棟	" 本海野1098番地 (海野宿資料館)
	N-15-2	物置	2棟	" 本海野1098番地
	N-15-3	土蔵	3棟	" 本海野1098番地
014	N-16-1	主屋	1棟	" 本海野1097番地
	N-16-2	土蔵	1棟	" 本海野1097番地
	N-16-3	物置	1棟	" 本海野1097番地
	N-16-4	蚕室	1棟	" 本海野1097番地
015	N-17-1	主屋	1棟	" 本海野1094番地
	N-17-2	土蔵	1棟	" 本海野1094番地
	N-17-3	蚕室	1棟	" 本海野1094番地
016	N-18	主屋	1棟	" 本海野1093番地
	N-18-2	離れ座敷	1棟	" 本海野1093番地
	N-18-3	土蔵兼蚕室	1棟	" 本海野1093番地
	N-18-4	桑屋	1棟	" 本海野1093番地
	N-18-5	温室	1棟	" 本海野1093番地
	N-18-9	渡り廊下	1棟	" 本海野1093番地
017	N-19-1	主屋	1棟	" 本海野1078番地
	N-19-4	蚕室	1棟	" 本海野1079番地2号
018	N-20-1	主屋	1棟	" 本海野1077番地
	N-20-2	土蔵	1棟	" 本海野1077番地
	N-20-7	東袖壁	1棟	" 本海野1077番地
	N-20-5	蚕室	1棟	" 本海野1077番地
019	N-21-1	主屋	1棟	" 本海野1074番地
	N-21-4	蚕室	1棟	" 本海野1074番地
020	N-22-1	主屋	1棟	" 本海野1069番地
	N-22-2・3	土蔵	2棟	" 本海野1069番地
021	N-23-2	土蔵	1棟	" 本海野1072番地
022	N-24	主屋	1棟	" 本海野1071番地3号
023	N-25-1	主屋	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-2	外風呂	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-3・6	土蔵	2棟	" 本海野1056番地
	N-25-5	冷蔵庫	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-7	蚕室	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-8	焚き物小屋	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-9	物置	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-10	渡り廊下	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-11	裏門	1棟	" 本海野1056番地
	N-25-12	板塙	1棟	" 本海野1056番地
024	N-26	蚕室	1棟	" 本海野1054番地2号
025	N-27-1	長屋門	1棟	" 本海野1052番地2号
	N-27-2	主屋	1棟	" 本海野1052番地2号
	N-27-4	物置	1棟	" 本海野1052番地2号
026	N-28-1	主屋	1棟	" 本海野1052番地1号
	N-28-3	土蔵	1棟	" 本海野1052番地1号
	N-28-4	味噌部屋	1棟	" 本海野1052番地1号

	N-28-5	渡り廊下	1棟	〃	本海野1052番地1号
--	--------	------	----	---	-------------

番 号	保 存 計 画 番 号	種 別	員 数	所 在 地
027	N-29-4	蚕室	1棟	" 本海野1050番地2号
028	N-30-1	主屋	1棟	" 本海野1048番地1号
	N-30-2	土蔵	1棟	" 本海野1048番地1号
	N-30-3	物置	1棟	" 本海野1048番地1号
029	N-31-1	主屋	1棟	" 本海野1047番地
	N-31-3	土蔵	1棟	" 本海野1047番地
	N-31-5	物置	2棟	" 本海野1047番地
030	N-32-1	主屋	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-2	質蔵	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-3	味噌蔵	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-4	物置	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-5	穀蔵	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-6	渡り廊下	1棟	" 本海野1030番地1号
	N-32-8	外便所	1棟	" 本海野1030番地1号
031	N-33	主屋	1棟	" 本海野1029番地
032	N-34-1	主屋	1棟	" 本海野1028番地
	N-34-5	蚕室	1棟	" 本海野1028番地
033	N-34・35-1	蚕室	1棟	" 本海野1025番地
034	N-36-1	主屋	1棟	" 本海野1013番地
	N-36-2	物置	1棟	" 本海野1013番地
	N-36-3	土蔵	1棟	" 本海野1013番地
	N-36-4	蚕室	1棟	" 本海野1013番地
035	N-37-1	主屋	1棟	" 本海野1012番地
	N-37-2	物置	1棟	" 本海野1012番地
	N-37-3・5	土蔵	2棟	" 本海野1012番地
	N-37-4	離れ	1棟	" 本海野1012番地
	N-37-6	豆蔵	1棟	" 本海野1012番地
	N-37-7	蚕室	1棟	" 本海野1012番地
036	N-38-1	主屋	1棟	" 本海野1007番地
	N-38-2	土蔵	1棟	" 本海野1007番地
	N-38-4	肥溜め	1棟	" 本海野1007番地
037	N-39-1	主屋	1棟	" 本海野1006番地
	N-39-2	土蔵	1棟	" 本海野1006番地
	N-39-6	蚕室	1棟	" 本海野1006番地
038	N-41-3	土蔵	1棟	" 本海野 994番地
039	WN-1-3	土蔵	1棟	" 本海野 964番地1号
040	WN-4-2	土蔵	1棟	" 本海野 951番地
041	WN-5-2	物置	1棟	" 本海野 950番地
	WN-5-4	離れ	1棟	" 本海野 950番地
	WN-5-5	蚕室	1棟	" 本海野 950番地
042	WN-6-2	物置	1棟	" 本海野 939番地
	WN-6-3	蚕室	1棟	" 本海野 939番地
	WN-6-5	木戸	1棟	" 本海野 939番地
	WN-6-6	井戸	1棟	" 本海野 939番地

番 号	保 存 計 画 番 号	種 別	員 数	所 在 地
043	S-2	主屋	1棟	長野県東御市本海野 782番地
044	S-3	主屋	1棟	〃 本海野 783番地1号
045	S-4	主屋	1棟	〃 本海野 784番地
046	S-5	主屋	1棟	〃 本海野 787番地
047	S-6	主屋	1棟	〃 本海野 788番地
048	S-7-1	主屋	1棟	〃 本海野 791番地
	S-7-3	土蔵	1棟	〃 本海野 791番地
049	S-8-1	主屋	1棟	〃 本海野 792番地
050	S-9-1	主屋	1棟	〃 本海野 795番地
	S-9-2	土蔵	1棟	〃 本海野 795番地
051	S-10	主屋	1棟	〃 本海野 796番地
052	S-12-5	土蔵	1棟	〃 本海野 802番地
	S-12-6	蚕室	1棟	〃 本海野 802番地
	S-12-7	桑屋	1棟	〃 本海野 802番地
	S-12-9・10	物置	2棟	〃 本海野 802番地
053	S-13-1	主屋	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-2	物置	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-4	土蔵	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-5	味噌部屋	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-6	蚕室	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-7	蚕室	1棟	〃 本海野 808番地
	S-13-8	渡廊下	1棟	〃 本海野 808番地
054	S-14-1	主屋	1棟	〃 本海野 812番地
	S-14-2	土蔵	1棟	〃 本海野 812番地
	S-14-3	蚕室	1棟	〃 本海野 812番地
	S-14-4	蚕室	1棟	〃 本海野 812番地
055	S-15	主屋	1棟	〃 本海野 813番地
056	S-16	主屋	1棟	〃 本海野 816番地
057	S-17-1	主屋	1棟	〃 本海野 817番地1号
	S-17-2	物置	1棟	〃 本海野 817番地1号
	S-17-3	土蔵	1棟	〃 本海野 817番地1号
058	S-18	主屋	1棟	〃 本海野 817番地2号
059	S-19-1	主屋	1棟	〃 本海野 820番地
	S-19-2	長屋	1棟	〃 本海野 820番地
	S-19-3・4	蚕室	2棟	〃 本海野 820番地
	S-19-5	味噌部屋	1棟	〃 本海野 820番地
	S-19-6	井戸	1棟	〃 本海野 820番地
060	S-20	主屋	1棟	〃 本海野 830番地・836番地1号
061	S-21-1	主屋	1棟	〃 本海野 837番地
	S-21-2	土蔵	1棟	〃 本海野 837番地
	S-21-3	物置	1棟	〃 本海野 837番地
	S-21-4	味噌部屋	1棟	〃 本海野 837番地
062	S-22-1	主屋	1棟	〃 本海野 840番地1号
	S-22-2	風呂・便所	1棟	〃 本海野 840番地1号
	S-22-3	離れ	1棟	〃 本海野 840番地1号
	S-22-5	酒蔵	1棟	〃 本海野 840番地1号
	S-22-6	渡り廊下	1棟	〃 本海野 840番地1号
	S-22-7	東側袖壁	1棟	〃 本海野 840番地1号
063	S-23	主屋	1棟	〃 本海野 840番地2号
064	S-24	主屋	1棟	〃 本海野 845番地
	S-24-4	土蔵	1棟	〃 本海野 845番地
	S-24-5	蚕室	1棟	〃 本海野 845番地
065	S-25-1	主屋	1棟	〃 本海野 846番地
	S-25-3	蚕室	1棟	〃 本海野 846番地
066	S-26-1	主屋	1棟	〃 本海野 848番地
	S-26-2	主屋	1棟	〃 本海野 848番地
	S-26-3	土蔵	1棟	〃 本海野 848番地
067	S-27	主屋	1棟	〃 本海野 855番地
068	S-28	主屋	1棟	〃 本海野 856番地
069	S-29-1	長屋門	1棟	〃 本海野 861番地
	S-29-2	土蔵	1棟	〃 本海野 861番地
	S-29-3	主屋	1棟	〃 本海野 861番地
070	S-30	主屋	1棟	〃 本海野 862番地
	S-30-2	蚕室	1棟	〃 本海野 862番地
071	S-32	主屋	1棟	〃 本海野 866番地
	S-32-2	土蔵	1棟	〃 本海野 866番地

番 号	保 存 計 画 番 号	種 別	員 数	所 在 地
072	S-33	主屋	1棟	〃 本海野 871番地1号
	S-33-6	渡り廊下	1棟	〃 本海野 871番地1号
073	S-34-1	主屋	1棟	〃 本海野 872番地
	S-34-2	土蔵	1棟	〃 本海野 872番地
	S-34-3	渡廊下	1棟	〃 本海野 872番地
074	S-36-1	主屋	1棟	〃 本海野 876番地
	S-36-3	蚕室	1棟	〃 本海野 876番地
075	S-39-1	主屋	1棟	〃 本海野 885番地1号
	S-39-2	味噌部屋	1棟	〃 本海野 885番地1号
	S-39-3	土蔵	1棟	〃 本海野 885番地1号
	S-39-5	物置	1棟	〃 本海野 885番地1号
076	S-40-1	主屋	1棟	〃 本海野 889番地2号
	S-40-4	土蔵	1棟	〃 本海野 889番地2号
077	S-41-1	主屋	1棟	〃 本海野 890番地
	S-41-2	物置	1棟	〃 本海野 890番地
	S-41-4	乾燥場	1棟	〃 本海野 890番地
	S-41-5	台所	1棟	〃 本海野 890番地
	S-41-6	物置	1棟	〃 本海野 890番地
078	WS-8-3	土蔵	1棟	〃 本海野 913番地
079	WS-12	主屋	1棟	〃 本海野 227番地2号

別表2. 工作物

番 号	保 存 計 画 番 号	種 別	員 数	所 在 地
001	K-1	板掘	10. 9m	長野県東御市本海野 1100番地
002	K-2	土堀	12. 1m	長野県東御市本海野 1047番地
003	K-3	土堀	16. 9m	長野県東御市本海野 1030番地1号
004	K-4	土堀	6. 4m	長野県東御市本海野 1006番地
005	K-5	白鳥神社の鳥居	1基	長野県東御市本海野 1204番地
006	K-6	新海神社の鳥居	1基	長野県東御市本海野 1204番地
007	K-7	白鳥神社の石畳	2カ所	長野県東御市本海野 1204番地
008	K-8	白鳥神社前石垣	1カ所	長野県東御市本海野 1204番地
009	K-9	白鳥神社前石垣	1カ所	長野県東御市本海野 1204番地
010	K-10	白鳥神社前石橋	1基	長野県東御市本海野 1204番地
011	K-11	白鳥神社前石橋	1基	長野県東御市本海野 1204番地
012	K-12	白鳥神社の石段	1カ所	長野県東御市本海野 1204番地
013	K-13	旧地藏寺前石垣	1カ所	長野県東御市本海野 1125番地1号
014	K-14	旧地藏寺前石垣	1カ所	長野県東御市本海野 1125番地1号
015	K-15	旧地藏寺前石橋	1基	長野県東御市本海野 1125番地1号
016	K-16	旧地藏寺の石造井戸枠	1基	長野県東御市本海野 1125番地1号
017	K-17	旧地藏寺の石畳	1カ所	長野県東御市本海野 1125番地1号

別表3. 環境物件

種 別	員数	所 在 地
水路（表の川）	1カ所	白鳥神社境内・宿場内
白鳥神社社叢	〃	白鳥神社境内
鯨池	〃	〃
弁天社	1基	〃
旧地蔵寺跡	〃	旧地蔵寺境内
松	1本	〃
東櫛形跡	1カ所	宿場内
西櫛形跡	〃	〃
市神跡	〃	本海野1046－2
土塁及び石垣	〃	〃 1053－1. 2. 3 1054－1 1057

別表4 石造物・石碑・祠等

番 号	種 別	員 数	所 在 地
1	道 祖 神	1基	白鳥神社境内
2	木 造 小 祠	〃	〃
3	木 造 祠	〃	〃
4	木 造 小 祠	〃	〃
5	〃	〃	〃
6	石 造 小 祠	〃	〃
7	道 祖 神 碑	〃	〃
8	水 石	〃	〃
9	狛 犬	1対	〃
10	御 神 灯	〃	〃
11	石 造 小 祠	1基	〃
12	〃	〃	〃
13	石 灯 籠	〃	〃
14	水 石	〃	〃
15	石 灯 籠	〃	〃
16	白鳥堤防復築記念碑	〃	〃
17	献 灯	1対	〃
18	石 造 小 祠	1基	〃
19	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃
21	石 仏	〃	〃
22	墓 石	16基	旧地藏寺境内
23	石 造 小 祠	1基	〃
24	石 灯 籠	〃	〃
25	馬 頭 観 世 音 碑	〃	〃
26	百 万 遍 供 養 塔	〃	〃

番 号	種 別	員 数	所 在 地
27	馬 頭 観 世 音 碑	1基	旧地藏寺境内
28	庚 申 塔	〃	〃
29	水 石	〃	〃
30	市 神	〃	本海野 1127
31	屋 敷 神	〃	〃 〃
32	〃	〃	〃 〃
33	〃	〃	〃 1119
34	〃	〃	〃 〃
35	〃	〃	〃 1113-1
36	〃	〃	〃 1101-1
37	〃	〃	〃 1095
38	〃	〃	〃 1079-1
39	〃	〃	〃 〃
40	〃	〃	〃 1077
41	〃	〃	〃 1074
42	〃	〃	〃 1071-1
43	〃	〃	〃 1056
44	石 仏	〃	〃 〃
45	屋 敷 神	〃	〃 1052-3
46	〃	〃	〃 1049
47	〃	〃	〃 1032-1
48	〃	〃	〃 〃
49	〃	〃	〃 1032
50	〃	〃	〃 1027-1
51	〃	〃	〃 〃
52	〃	〃	〃 1015
53	〃	〃	〃 1009

番 号	種 別	員 数	所 在 地
54	屋 敷 神	1基	本海野 1006
55	"	"	" "
56	"	"	" "
57	石 仏	"	" 988-1
58	屋 敷 神	"	" "
59	"	"	" 990
60	"	"	" "
61	"	"	" 993-1
62	"	"	" "
63	"	"	" "
64	石 灯 籠	"	" 963-1
65	木 造 小 祠	"	" "
66	屋 敷 神	"	" 956-1
67	"	"	" "
68	石 仏	"	" "
69	馬 頭 大 士	"	" "
70	馬 頭 観 世 音	"	" "
71	石 仏	"	" 949-1
72	屋 敷 神	"	" 939
73	"	"	" 935
74	"	"	" 925-1
75	"	"	" "
76	"	"	" "
77	馬 頭 大 士	"	" "
78	屋 敷 神	"	" 790-1
79	"	"	" 793
80	"	"	" 794

番 号	種 別	員 数	所 在 地
81	屋 敷 神	1基	本海野 797
82	"	"	" 804
83	"	"	" 811
84	"	"	" "
85	"	"	" 815-1
86	石 仏	"	" "
87	屋 敷 神	"	" 818-1
88	"	"	" 818-2
89	石 地 蔵	"	" 839
90	石 仏	"	" "
91	石 地 蔵	"	" "
92	屋 敷 神	"	" "
93	石 灯 籠	"	" "
94	屋 敷 神	"	" 843
95	"	"	" 849-2
96	"	"	" "
97	"	"	" "
98	"	"	" 863-2
99	"	"	" "
100	"	"	" 868-1
101	"	"	" 877
102	"	"	" 883-2
103	"	"	" "
104	"	"	" 884
105	石 灯 籠	"	" "
106	"	"	" "
107	屋 敷 神	"	" 886

番 号	種 別	員 数	所 在 地
108	屋敷神	1基	本海野 887
109	〃	〃	〃 889-1
110	社	1カ所	〃 559-1
111	屋敷神	1基	〃 898-1
112	〃	〃	〃 902
113	〃	〃	〃 905
114	〃	〃	〃 907
115	〃	〃	〃 〃
116	〃	〃	〃 550
117	不動明王	〃	〃 911
118	屋敷神	〃	〃 916
119	〃	〃	〃 〃
120	貞明皇后養蚕御視察 記念碑	〃	宿場内
121	〃	〃	〃
122	幟石	5基	〃

別表4 生垣・石垣・地割石

番 号	種 別	員 数	所 在 地
N19	生 垣	8.70m	本海野 1078
N25	〃	7.80m	〃 1056
N36	〃	12.30m	〃 1013
N41	〃	21.00m	〃 891、559-1
	石 垣	31.80m	〃 554
	〃	14.40m	〃 902
	〃	6.00m	〃 906
	〃	11.30m	〃 907
	〃	13.60m	〃 552-2
	〃	31.80m	公衆用道路
	〃	34.30m	〃
	〃	54.30m	本海野 550
	〃	33.10m	公衆用道路
	〃	15.60m	本海野 227-2
	〃	14.40m	〃 228
N10	地 割 石	13.90m	〃 1118、1121
N13	〃	14.60m	〃 1115
N15	〃	14.50m	〃 1098
N16	〃	11.60m	〃 1097
N17	〃	13.40m	〃 1094
N18	〃	9.80m	〃 1093
N20	〃	13.90m	〃 1077
N21	〃	15.10m	〃 1074
N22	〃	6.90m	〃 1069
N24	〃	14.90m	〃 1071-3
N27	〃	6.00m	〃 1052-2

番 号	種 別	員 数	所 在 地
N28	地 割 石	7. 80m	本海野 1052-1
N30	"	8. 20m	" 1048-1
N31	"	11. 20m	" 1047
N32	"	6. 70m	" 1030-1
N33	"	5. 90m	" 1029
N37	"	15. 50m	" 1012
N39	"	13. 60m	" 1006
S2	"	9. 50m	" 782
S3	"	9. 90m	" 783-1
S4	"	8. 30m	" 784
S6	"	8. 50m	" 788
S7	"	10. 60m	" 791
S8	"	10. 10m	" 792
S10	"	4. 90m	" 796
S11	"	17. 00m	" 801
S12	"	14. 60m	" 802、807
S13	"	14. 90m	" 808
S14	"	8. 20m	" 812
S15	"	7. 50m	" 813
S16	"	13. 70m	" 816
S17	"	10. 40m	" 817-1
S18	"	8. 70m	" 817-2
S20	"	22. 00m	" 836-1
S21	"	15. 10m	" 837
S22	"	15. 30m	" 840-1
S23	"	8. 30m	" 840-2
S24	"	7. 10m	" 845

番 号	種 別	員 数	所 在 地
S25	地 割 石	7. 20m	本海野 846
S26	"	6. 90m	" 848
S27	"	8. 30m	" 855
S28	"	3. 90m	" 856
S29	"	11. 30m	" 861
S30	"	7. 60m	" 862
S31	"	6. 90m	" 865
S32	"	13. 60m	" 866
S33	"	14. 50m	" 871-1
S36	"	7. 20m	" 876
S38	"	28. 60m	" 884
S39	"	17. 60m	" 885
WS1	"	15. 40m	" 892-1、893

別表4 修景を要する宅地

種 別	員 数	所 在 地
宅 地	1筆	本海野 1025
"	"	" 965-1
"	"	" 938
"	"	" 801
"	"	" 884
"	"	" 888